

「第 8 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について」について

平成 17 年 10 月 11 日

総 務 省

「 推進体制」における「(1) 国の行政機関相互の連携・協力」について

各機関が果たすべき役割を明確にするために、犯罪被害者支援団体、弁護士、学識経験者等有識者と政府とが協力して、数回の議論を経て犯罪被害者等基本計画を作成し、実施していくこととなる。

総務省については地方公共団体との連絡・調整が主な役割と考えられるが、既存の地方自治法や総務省設置法において当該事項に対する包括的根拠規定が存在するため、設置法等の改正は必要ないものと考えている。

（参考資料）

● 地方自治法（抄）

（関与の基本原則）

第二百四十五条の三第一項

国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百四十五条の四第一項

各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

（是正の要求）

第二百四十五条の五第一項

各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

（是正の指示）

第二百四十五条の七第一項

各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

● 総務省設置法（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

二十四 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。

二十九 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。

三十 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。